

耐震対策緊急促進事業交付申請マニュアル手引き「滋賀県版」

(趣旨)

第1条 この手引きは、耐震対策緊急促進事業交付申請マニュアル（地方公共団体の補助制度を併用する場合）（以下、「マニュアル」という。）に基づき、耐震対策緊急促進事業に係る交付申請および交付決定等の事務処理を申請者、地方公共団体、地方整備局および市街地住宅整備室の間で、適正かつ効率的に実施するために必要となる手続き・様式等について、必要な事項を記載する。

(用語)

第2条 この手引きにおいて使用する用語は、耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日 国住市第53号 国土交通省住宅局長通知。）、耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成25年5月29日 国住市第54号 国土交通省住宅局長通知。以下「緊促補助金要綱」という。）、マニュアルならびに建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）において使用する用語の例による。

- 2 この手引きにおいて使用する「様式」とは、マニュアルに定める様式のことである。また、「県様式」とは、本手引きで定める県の独自様式である。
- 3 この手引きにおいて使用する「申請等」とは、補助金に係る申請の全ておよび実績の報告等のことである。

(対象)

第3条 この手引きは耐震対策緊急促進補助金（以下「補助金」という。）の申請等において適用するものとする。

(耐震診断義務付け対象の建築物であることの確認)

第4条 マニュアル「2.4 耐震診断義務付け対象の建築物であることの確認」の規定に基づき行う照会をする場合の提出書類の部数は、正本1部、副本1部の計2部とする。

- 2 前項の照会を受付するのは各所管行政庁（大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市、それ以外の市町にあっては滋賀県）とする
- 3 第1項の確認の照会に必要な書類は、別表1のとおりとする。

(補助金の申請等の窓口)

第5条 要緊急安全確認大規模建築物および要安全確認計画記載建築物の補助金について、県または市町において当該建築物の補助制度が整備されている場合においては、県または市町を申請等の窓口とし、県または市町に補助制度が整備されていない場合または県または市町に補助金申請を行わない場合で補助金の申請等を行う場合においては、国の

耐震対策緊急促進事業実施支援室を窓口とする。なお、次条以降は県または市町を窓口とする申請等に対してのみ適用する。

- 2 要安全確認計画記載建築物のうち耐震改修促進法第7条第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に対する補助金に係る申請等については、県土木交通部建築課建築指導室を窓口とする。
- 3 要安全確認計画記載建築物のうち耐震改修促進法第7条第3号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、同法第7条第2号に掲げる建築物であるものを除く。）に対する補助金に係る申請等については、同法第6条第3項第一号の規定により市町耐震改修促進計画に記載した市町を窓口とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 緊促補助金要綱第4の規定に基づき補助金の交付の申請をする場合の提出書類の部数は、県に提出する場合は正本1部、副本1部の計2部とし、市町の窓口提出する場合は正本1部、副本2部の計3部とする。

なお、補助事業者は補助金の交付の申請を行う場合には、事前確認の書類提出を行うものとし、国、県および市町の確認後、本申請を行うものとする。

- 2 前項の申請ならびに事前確認の書類提出を行う場合に必要な書類は、別表1のとおりとする。
- 3 補助金の交付の申請を受付けた市町は、耐震対策緊急促進事業補助金交付申請（交付決定変更申請）報告書（県様式6）とあわせて前項に定める書類を県に提出する。

（補助金の交付決定取消の申請）

第7条 緊促補助金要綱第6の規定に基づき補助金の交付の決定の取消しを申請する場合の提出書類の部数は、県に提出する場合は正本1部、副本1部の計2部とし、市町の窓口提出する場合は正本1部、副本2部の計3部とする。

- 2 前項の申請をする場合に必要な書類は、別表1のとおりとする。
- 3 第1項の申請を受け付けた市町は、耐震対策緊急促進事業補助金交付決定取消申請報告書（県様式7）とあわせて前項に定める書類を県に提出する。

（事業内容の変更）

第8条 緊促補助金要綱第7の規定に基づき事業内容を変更する場合の提出書類の部数は、県に提出する場合は正本1部、副本1部の計2部とし、市町の窓口提出する場合は正本1部、副本2部の計3部とする。

- 2 前項の申請をする場合に必要な書類は、別表1のとおりとする。
- 3 補助金交付決定変更申請を受け付けた市町は、耐震対策緊急促進事業補助金交付申請（交付決定変更申請）報告書（県様式6）とあわせて前項に定める書類を県に提出する。

(全体設計の承認)

第9条 緊促補助金要綱第12の規定に基づき当該補助事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合に全体設計承認を申請する場合の提出部数は、県に提出する場合は正本1部、副本1部の計2部とし、市町の窓口提出する場合は正本1部、副本2部の計3部とする。

なお、補助事業者は申請を行う場合には、事前確認の書類提出を行うものとし、国、県および市町の確認後、本申請を行うものとする。

- 2 前項の申請をする場合に必要な書類は、別表1のとおりとする。
- 3 全体設計変更承認を申請する場合は、第1項および前項の規定を準用する。

(実績の報告等)

第10条 緊促補助金要綱第10の規定に基づく実績報告書を提出する場合の提出書類の部数は、県に提出する場合は正本1部とし、市町の窓口提出する場合は正本1部、副本1部の計2部とする。

なお、補助事業者は実績の報告等を行う場合には、事前確認の書類提出を行うものとし、県および市町の確認後に実績報告書の提出を行うものとする。

- 2 前項の報告を行う際に必要な書類は、別表1のとおりとする。

付則

- 1 この手引きは、平成26年2月4日から施行する。
- 2 この手引きは、国による耐震対策緊急促進事業が行われる期間のみ適用するものとする。

付則

- 1 この手引きは、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この手引きは、国による耐震対策緊急促進事業が行われる期間のみ適用するものとする。

付則

- 1 この手引きは、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この手引きは、国による耐震対策緊急促進事業が行われる期間のみ適用するものとする。

付則

- 1 この手引きは、平成29年10月1日から施行する。

2 この手引きは、国による耐震対策緊急促進事業が行われる期間のみ適用するものとする。